

平成29年第2回佐渡市議会臨時会会議録（第1号）

平成29年1月30日（月曜日）

議事日程（第1号）

平成29年1月30日（月）午前10時00分開会・開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議案第4号
- 第 4 （産業建設常任委員会付託案件）
議案第4号

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（22名）

| | | | | | | | | | | | |
|-----|---|---|---|----|---|-----|----|---|---|---|---|
| 1番 | 北 | 啓 | 君 | 2番 | 宇 | 治 | 沙耶 | 花 | 君 | | |
| 3番 | 室 | 岡 | 啓 | 史 | 君 | 4番 | 広 | 瀬 | 大 | 海 | 君 |
| 5番 | 上 | 杉 | 育 | 子 | 君 | 6番 | 山 | 田 | 伸 | 之 | 君 |
| 7番 | 荒 | 井 | 眞 | 理 | 君 | 8番 | 駒 | 形 | 信 | 雄 | 君 |
| 9番 | 渡 | 辺 | 慎 | 一 | 君 | 10番 | 坂 | 下 | 善 | 英 | 君 |
| 11番 | 大 | 森 | 幸 | 平 | 君 | 12番 | 高 | 野 | 庄 | 嗣 | 君 |
| 13番 | 中 | 川 | 直 | 美 | 君 | 14番 | 中 | 川 | 隆 | 一 | 君 |
| 15番 | 中 | 村 | 良 | 夫 | 君 | 16番 | 佐 | 藤 | | 孝 | 君 |
| 17番 | 猪 | 股 | 文 | 彦 | 君 | 18番 | 近 | 藤 | 和 | 義 | 君 |
| 19番 | 祝 | | 優 | 雄 | 君 | 20番 | 竹 | 内 | 道 | 廣 | 君 |
| 21番 | 金 | 田 | 淳 | 一 | 君 | 22番 | 岩 | 崎 | 隆 | 寿 | 君 |

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した者

| | | | | | | | | | | | |
|------|---|---|---|---|---|-------|---|---|---|---|---|
| 市長 | 三 | 浦 | 基 | 裕 | 君 | 副市長 | 藤 | 木 | 則 | 夫 | 君 |
| 副市長 | 伊 | 藤 | | 光 | 君 | 総合政策監 | 池 | 町 | | 円 | 君 |
| 総務課長 | 渡 | 邊 | 裕 | 次 | 君 | 総合政策長 | 渡 | 辺 | 竜 | 五 | 君 |
| 財務課長 | 池 | 野 | 良 | 夫 | 君 | 上下水道課 | 野 | 尻 | 純 | 一 | 君 |

事務局職員出席者

| | | | |
|-------------|-------|-------|-------|
| 事務局長 | 村川一博君 | 事務局次長 | 本間智子君 |
| 議事調査係 議長 | 太田一人君 | 議事調査係 | 杉山雅浩君 |

午前10時00分 開会・開議

- 議長（岩崎隆寿君） おはようございます。ただいまの出席議員数は21名であります。定足数に達しておりますので、平成29年第2回佐渡市議会臨時会を開会いたします。
- これより本日の会議を開きます。
-

日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（岩崎隆寿君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
- 今臨時会の会議録署名議員は、2番、宇治沙耶花さん及び4番、広瀬大海君を指名いたします。
-

日程第2 会期の決定

- 議長（岩崎隆寿君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。
- 今臨時会の会期及び会期日程について、議会運営委員長の報告を求めます。
- 議会運営委員長、中川隆一君。

〔議会運営委員長 中川隆一君登壇〕

- 議会運営委員長（中川隆一君） おはようございます。去る1月24日に議会運営委員会を開催し、今臨時会の会期及び会期日程について協議いたしましたので、ご報告いたします。

会期につきましては、本日1日といたします。

会期日程につきましては、お手元に配付した会期日程表をごらんください。この後、議案の上程、質疑、常任委員会付託を行い、常任委員会の審査となります。常任委員会の審査が終了次第、当該報告書を配付し、委員長質疑等の受け付けの後、議会運営委員会を開催し、本会議を再開いたします。本会議の再開時間は、産業建設常任委員会の進捗状況を見、決定し、事務局より周知をさせます。本会議再開後は、委員長の報告、採決等を行います。

以上であります。

- 議長（岩崎隆寿君） ただいまの報告に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（岩崎隆寿君） 質疑なしと認めます。

議会運営委員長の報告に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、今臨時会の会期は本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（岩崎隆寿君） 異議なしと認めます。

よって、今臨時会の会期は本日1日に決定いたしました。

日程第3 議案第4号

- 議長（岩崎隆寿君） 日程第3、議案第4号を議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、三浦基裕君。

〔市長 三浦基裕君登壇〕

○市長（三浦基裕君） それでは、よろしくお願いします。

議案第4号 佐渡市水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について。佐渡市水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例の制定については、平成28年12月定例会において議決をいただいたところですが、佐渡市における水道施設更新の財源である簡易水道事業債及び辺地対策事業債を確保するための条件として、簡易水道事業の継続が必要とされることから、この条例の施行期日を平成29年2月1日から平成29年3月31日に改正するものであります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

以上です。

○議長（岩崎隆寿君） これより質疑に入ります。

議案第4号 佐渡市水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。質疑ありませんか。

中川直美君。

○13番（中川直美君） 今ほど提案理由の説明にあったように、12月議会で議決をされていたのだが、一言で言えば間違っていたということなのですが、大体そもそもなぜこんなことが起きたのかということをお尋ねをいたしたい。今回個別外部監査結果の中でも日付をさかのぼる云々というようなことも出ているけれども、施行期日でいえば2カ月間の違いなのだけれども、施行期日というのは文字数にすればわずかなものですが、極めて重要なものだというふうに思うのです。さっき市長が言ったように、財源を借りるかどうかというときに、これ、そういった意味でいうと、チェック機関と言うとおかしな話なのですが、行政においては、法令的にどうなのかということも含めて、重ねてやっていくわけなのだけれども、その辺、なぜこんなことが起きたのかということをお尋ねしたいのが1点です。

それと、もう一点は改めてお尋ねをしておきたいのですが、私で言うと厚生労働省が押しつけている水道ビジョン、つまりこんな離島の島でも水道を一本化してしまいなさいよという無理のある計画なのだろうというふうに私は思っているのだけれども、この統一による、佐渡の場合、簡易水道とかいろんなものがいっぱいありますよね。今回で統一されるはずですが。そのとき統一されるときに、料金とか、そういった問題点の矛盾はどのようになっているのか、改めてお尋ねしておきたいと思います。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

野尻上下水道課長。

○上下水道課長（野尻純一君） それでは、ご説明いたします。

このようになりました理由といたしましては、まずことしの3月に借入れを予定しておりました起債につきまして、年度途中の水道事業の一本化を見据えて、昨年の4月から県の市町村課と協議をしておりました。簡易水道事業債、辺地対策事業債、それから上水道事業債の協議をしておりましたが、1月16日の夕方、県の市町村課からですが、連絡が入りました。3月の起債借入れの時点で簡易水道事業が存在していなければ、簡易水道事業債及び辺地対策事業債の借入れができず、全て上水道事業債になるということがわかりました。県との協議ではこのような情報がなく、国の交付金と同様に、認可日が年度内で

あればこれらの起債が該当になるということで私どもが認識しておったところでございます。

それから、この後の水道料金との関係でございますが、この後は統合された上水道ということになりますので、平成29年度以降は上水道事業債一本の借り入れとなりますので、そのような形でビジョンを組んでおるところでございます。

以上です。

○議長（岩崎隆寿君） 中川直美君。

○13番（中川直美君） 事業そのものはわかったのですが、改めてということで聞いたのですが、後段の佐渡市のいっぱいある簡易水道とかいろんなものが今回で一本化されるわけですね。そのことによる料金やいろんなもの影響というのはどのように調整されて、どのようになっているのかということをお尋ねをしたいのが1点です。

それと、もう一つは、結局県と協議をしていて、3月1日に簡易水道事業でないが無理だというのは、これはよく考えればわかるような話だと思うのです。よく考えてみれば、2月に簡易水道をやめておいて、上水道になっていて、それで簡易水道の起債みたいなものでやろうということ自体が、よく考えれば、これわかる話ですよ。つまり私何言いたいかというと、今回の外部監査の不祥事の問題ではないが、市内部における法令も含めたチェックのあり方、そういったものをやっぱり今回出る前から言われているわけで、気合いを入れ直してやる必要があったのではないのか。例えば水道事業だから、財務課長とは相談しなかったのかもしれないが、予算ということで言えば、財務課との協議も含めて相談をして、財務課の持っている知識も入れてやっていく。一般的に言うと、総務課というのはこういったものを全体統制していく市の組織になるのだろうというふうに私は思うのだが、その辺は私極めてこれ、簡単な問題だから、放っておいていいという問題ではないというような気がするのです。とりわけ今回同時に外部監査の報告も出されているのをあわせてみると。その辺、市の組織としてどうなのか。また、副市長も2人もいらっちゃって、重層体制になっているわけですから、どうなのか、改めて聞きたいし、前段言った水道事業、水道ビジョンが一本化になることによって、例えばいろんな簡易水道あるの、そういった影響はどうなのか、改めてお聞かせ願いたい。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

野尻上下水道課長。

○上下水道課長（野尻純一君） ご説明いたします。

まず、簡易水道事業の40カ所余りを全部統合して、上水道に統合するというところでございます。この簡易水道につきましては、沿岸沿いの簡易水道、それから山間部の簡易水道、非常に経営効率の悪いところでございます。これも更新をしないといけないということも踏まえて、現在ビジョンを組んでおります。この更新につきましては、財源、当然起債を借りるということになります。また、補助事業のほうでも上水道の事業ということになりますが、この辺の補助を利用する、国のほうにもいろんな陳情といいますか、意見を、上水道の協会等を通して、財源の確保のほうをお願いしながらやっていくというような形になります。

それから、起債を借りるところでございますけれども、まず国庫補助のほうの補助対象のほうですが、これは認可日が平成28年度中いつであっても国庫補助の対象にはなるということで、私どものほうも、そ

の裏財源といいますか、起債に対しまして、起債を借りる対象になるというものがそれと同じというような認識をしておりました。指摘がありましたとおり、まず起債が総務省、補助金のほうが厚生労働省ということで、考えてみれば最初からわかっていたことだろうというようなことですが、おっしゃる通りでございます。私どもの認識につきまして、そのような、別になるというような認識がなかったことにつきまして、確認していなかったということで、まことに申しわけないというふうに思っております。

以上です。

○議長（岩崎隆寿君） 中川直美君。

○13番（中川直美君） これでも最後にしておきますが、まず後段のなぜこれが間違えたというか、ということと言うと、私は今回の外部監査のあれを見てもわかるように、議会のチェック機能も私必要だと思っているのです。例えば簡易水道でまだやらねばならぬ事業って一体幾つあるのかと。では、この財源大丈夫なのかと。変な言い方だけれども、議会もチェックリストをつくってやらないとだめではないかと、議会の能力が落ちているから、というふうに私実は思っているのです、これあなた方だけの責任ではないが、ただ少なくとも、さっきから言っているように、組織上の問題としてやっぱりこれは捉える必要が私あるというふうに、これは強く言っておきたいと思えます。

最後のほうなのですけれども、今この条例案そのものでいうと直接は関係ないのかもしれないが、このことによって、さっき言った40カ所ある簡易水道を統合する。両津あたりに行くと、いろんな簡易水道もスタイルがありますよね。あれ統合することによって、一言で言うと、課長言わなかったけれども、何とかうまく頑張って施設の更新もあるので、安くやりたいという言い方なのだろうけれども、具体的に、現実的に、近々ではこれ、大まかな方針でいうとどうなのか。つまり簡易水道統合することによって、非効率なところが多いから、施設の更新やいろんなこともあるし、将来的には上がっていかざるを得ないとか、いや、そうではなくて、全体として抑えていく方向ですとか、その辺ぐらいはちょっと教えていただきたいのですが。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

野尻上下水道課長。

○上下水道課長（野尻純一君） ご説明いたします。

ビジョンの方向性としましては、皆様にご一読願いたいと思ひまして、ビジョンのほうを配付させていただいておるところでございますが、その中では企業会計の中に従来の簡易水道というものが約40%ほど含まれておるところでございます、この辺につきましては一般会計のほうからもいただかないと、とても料金だけではやっていけないという方向を出しておるところでございます。

以上です。

○議長（岩崎隆寿君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第4号については、お手元に配付してあります委員会付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託いたします。

ここで、委員会審査のため休憩いたします。

午前10時16分 休憩

午前11時45分 再開

○議長（岩崎隆寿君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第4 （産業建設常任委員会付託案件）

議案第4号

○議長（岩崎隆寿君） 日程第4、これより産業建設常任委員会に付託した議案第4号を議題といたします。

本案について委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員長、坂下善英君。

〔産業建設常任委員長 坂下善英君登壇〕

○産業建設常任委員長（坂下善英君） 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第109条の規定に基づき報告します。

議案第4号 佐渡市水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、平成28年12月定例会において議決した、佐渡市水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例に関し、地方債を確保するための条件として、簡易水道事業の継続が必要とされることが明らかになったことから、当該条例の施行期日を平成29年2月1日から平成29年3月31日に改めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

以上であります。

○議長（岩崎隆寿君） 以上で産業建設常任委員長の報告は終わりました。

これより議案第4号 佐渡市水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についての採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（岩崎隆寿君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

平成29年第2回佐渡市議会臨時会を閉会いたします。

午前11時47分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 岩 崎 隆 寿

署 名 議 員 宇 治 沙 耶 花

署 名 議 員 広 瀬 大 海